

## 知多市粗大ごみ処理券に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、知多市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年知多市条例第16号。以下「条例」という。）及び知多市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年知多市規則第9号。以下「規則」という。）に規定する券（以下「粗大ごみ処理券」という。）の規格及び取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 販売等管理者 粗大ごみ処理券の製造、保管、受注、配送及びごみ処理手数料（条例に規定する一般廃棄物処理手数料のうち、2ごみの処分 粗大ごみ戸別収集に係るものをいう。以下同じ。）の収納の業務を市長が委託した者
- (2) 取扱店 販売等管理者から粗大ごみ処理券を購入し、市民に粗大ごみ処理券の販売を行う者

### (粗大ごみ処理券の規格)

第3条 粗大ごみ処理券の規格は、別表のとおりとする。

### (販売等管理者及びその業務)

第4条 市長は、契約により販売等管理者を定め、取扱店を通して、市民への円滑な粗大ごみ処理券の販売及びごみ処理手数料の確実な収納を図るものとする。

- 2 販売等管理者は、粗大ごみ処理券の製造、保管、受注、配送及びごみ処理手数料の収納の業務を行うものとする。

### (取扱店の要件)

第5条 取扱店は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 知多市内又は知多市に隣接する市町の区域内に店員等が常駐し、知多市民が日常的に利用していると認められること。
- (2) 知多市暴力団排除条例（平成23年知多市条例第16号）に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にないこと。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 粗大ごみ処理券の販売について、市及び販売等管理者と確認書を取り交わすこと。

### (取扱店の登録申請等)

第6条 取扱店の登録を受けようとする者は、販売等管理者を通して、知多市粗大ごみ処理券取扱店登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 取扱店は、前項の規定による登録内容に変更が生じたときは、販売等管理者を通して、速やかに知多市粗大ごみ処理券取扱店変更登録届出書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 取扱店は、廃業等により販売ができなくなったときは、販売等管理者を通して、速やか

に知多市粗大ごみ処理券取扱店登録廃止届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（取扱店の登録）

第7条 市長は、前条1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該取扱店を知多市粗大ごみ処理券取扱店として登録し、知多市粗大ごみ処理券取扱店登録通知書（第4号様式）を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により取扱店を登録したときは、当該取扱店及び販売等管理者と三者による確認書を取り交わすものとする。

3 取扱店は、廃業等により粗大ごみ処理券の販売ができなくなったときは、販売等管理者を通して、速やかに登録通知書を市長に返却しなければならない。

（取扱店の責務等）

第8条 取扱店は、市民の求めに応じ、粗大ごみ処理券の販売をするものとする。

2 取扱店は、販売等管理者から粗大ごみ処理券の仕入れを行い、適正に管理するものとする。

3 取扱店は、販売等管理者から粗大ごみ処理券を購入するときは、販売等管理者にごみ処理手数料を納付しなければならない。

4 前項の販売等管理者に納付する金額は、ごみ処理手数料から取扱手数料を差し引いた金額とすることができる。

5 前項の取扱手数料の額は、ごみ処理手数料に100分の10を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

6 取扱店は、市から交付された取扱店であることを示す表示物を店舗入口付近の分かりやすい位置に掲示すること。

（登録の取消し）

第9条 市長は、第5条に規定する要件を欠いたとき、取扱店が不正な手段で販売を行ったときは、取扱店の登録を取消することができる。

（調査等）

第10条 市長は、販売等管理者及び取扱店に対して、粗大ごみ処理券の取扱いその他の事項に関し、必要があると認めるときは、調査を行うとともに改善を指示し、又は報告を求めることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 第6条の規定による取扱店の登録申請その他の準備行為は、この要綱の施行前において

も、行うことができる。

別表（第3条関係）

1 粗大ごみ処理券の規格

大 き さ	A6サイズ（縦10.5cm×横14.8cm）
シール・ 剥離紙	<ul style="list-style-type: none"><li>・シールは、雨に濡れてもにじみ、破れが生じないもので、油性ペン等で文字が記入できるものとする。</li><li>・シール及び剥離紙は、はがしやすいもので、貼付後は容易にはがれないものとする。</li></ul>
表示項目	市長が別に定める。
印刷色等	<ul style="list-style-type: none"><li>・印刷色は、フルカラーとする。</li><li>・使用インキは、重金属等有害な物質を含まないこと。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・キリトリ線部分にハーフカットを入れること。</li></ul>